

社会保障・税番号制度の導入について

【担当省庁】内閣官房、内閣府、総務省

平成 29 年 7 月に予定される社会保障・税番号制度の本格運用に向け、京都府では、国及び地方公共団体間の情報連携を図るため、地方税システム等改修及び団体内統合宛名システム構築の準備作業を実施しているところであり、制度の導入にあたって以下の措置を講じていただきたい。

地方公共団体が行う地方税システム等の整備

◆ 平成 29 年 7 月から本格運用される社会保障・税番号制度は、行政運営の効率化や国民の利便性の向上、社会保障・税分野における公平性・公正性の確保等のために国家的な情報基盤を構築するものであることから、導入に伴う経費については国が負担すべきである。

しかし、国から示された地方税システム改修費等における国庫補助上限額は都道府県の人口規模に応じて定められたものであり、また、**システムの運用上必要不可欠なデータのクレンジングやセキュリティ強化に関する機能が補助対象外とされている**など、地方公共団体のシステム改修の実情に応じたものではないことから、地方公共団体側に多額の負担が生じる可能性がある。

については、**地方税システム改修費等に必要な予算を確実に確保**していただくとともに、**補助対象範囲の拡大**を図っていただきたい。

<総務省の概算要求>

◎ 個人番号制度の導入、個人番号カードの利活用促進

(うち地方公共団体の情報システムの整備への支援 291 億円+事項要求)

【現状・課題等】

◎ 社会保障・税番号制度の導入スケジュール

| | |
|--------------|--|
| 平成 25 年 5 月 | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等関係 4 法が公布、成立 |
| 平成 27 年 10 月 | 個人番号の付番・通知 |
| 平成 28 年 1 月 | 個人番号カードの交付、地方公共団体内システム連携テスト開始 |
| 平成 28 年 7 月 | 国・地方公共団体システム間の連携テスト開始 |
| 平成 29 年 7 月 | 国・地方公共団体間の情報連携開始 |

◎ 地方税システム改修に必要となる経費（総務省所管分）

（単位：百万円）

| | |
|---|-----------------|
| 国庫補助対象事業費（※1） （団体規模 100 ～ 300 万人の場合） | 京都府見積による事業費（※2） |
| 119.4 | 372.9 |

※1 都道府県向けの国庫補助金は、団体規模別（100 万人未満から 1,000 万人以上までを 5 段階に区分）に補助対象事業費が一律に示されているのみ

※2 補助対象外である社会保障・税番号制度導入に伴うデータのクレンジングやセキュリティ強化等に係る経費（約 9.1 百万円）を含めた額

◎ 団体内統合宛名システム整備に必要となる経費（総務省所管分）

（単位：百万円）

| | |
|---|-------------|
| 国庫補助対象事業費（※3） （団体規模 100 ～ 300 万人の場合） | 京都府見積による事業費 |
| 14.9 | 69.6 |

※3 都道府県向けの国庫補助金は、団体規模別（100 万人未満から 1,000 万人以上までを 5 段階に区分）に補助対象事業費が一律に示されているのみ

◎ 国庫補助対象外とされているが、システム整備・改修に必要となる経費

地方税システム

| | |
|------------|----------|
| データのクレンジング | 49.2 百万円 |
| セキュリティ強化 | 19.9 百万円 |

庁内ネットワーク及びシステム基盤

| | |
|--|----------|
| 特定個人情報を取り扱うために必要となる庁内ネットワーク及びシステム基盤のセキュリティ強化のための費用 | 45.8 百万円 |
|--|----------|

【京都府の担当課】

| | | |
|-------|-------|--------------|
| 総務部 | 総務調整課 | 075-414-4034 |
| 政策企画部 | 情報政策課 | 075-414-5761 |